

「香取市歴史的風致維持向上計画（素案）」に対する パブリックコメントの実施結果について

「香取市歴史的風致維持向上計画（素案）」について実施したパブリックコメントの結果について、次のとおり報告いたします。

貴重なご意見をお寄せいただき有難うございました。

1. 意見募集の結果概要

施 策 名	香取市歴史的風致維持向上計画（素案）
意見の募集期間	平成30年11月1日～平成30年11月20日
意見の件数	提出者数： 3名 意見件数： 9件
意見への対応等	意見を参考に案を修正したもの： 0件

2. 意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	意見の内容（要旨）	意見に対する考え方	修正有無
1	第2章 2-1 佐原の町並みと山車行事に見る歴史的風致のp7において、『「だし」が残る場所がある』という記載があるが、正上前など具体的に場所を明記してはどうか。	計画書に記載する内容やその表現等については、計画を認定する国土交通省、農林水産省、文化庁の三省庁担当者との協議で決定しています。今後、御指摘の内容を精査した上で、三省庁との協議の中で、加筆、修正等について検討します。	無
2	第2章 2-1 佐原の町並みと山車行事に見る歴史的風致のP18において、「だし」に関して「近年の再整備により復元されたものである」と記載があるが、『小野川ふるさと川づくり事業の一環で(拠点) 商家と土蔵ゾーンに5箇所・歴史体験ゾーンに1箇所・町並み景観と調和した「だし」がある。』と明記してはどうか。	計画書に記載する内容やその表現等については、計画を認定する国土交通省、農林水産省、文化庁の三省庁担当者との協議で決定しています。今後、御指摘の内容を精査した上で、三省庁との協議の中で、加筆、修正等について検討します。	無

3	<p>香取市周辺に広がる古墳や寺跡や石造物など、一定地域を「里山保全地区」として指定し、環境整備を市の予算、あるいは地元のボランティア団体への積極的な支援をされたらいかがかなと思います。</p> <p>又、整備された里山への市民ツアー企画なども、一般市民に向けてされてはいかがでしょうか。</p>	<p>本計画で言う歴史的風致の概念は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年11月4日施行）に、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」と定義しています。御指摘の里山保全地区に関しては建造物と活動が一体となって形成、というこの定義に合致するものと言えず、本計画では取り扱うことはできませんが、御意見については関係部局と共有したいと思います。</p>	無
4	<p>第1章 p39 の香取神宮本殿・楼門（<u>重文・建造物</u>）、p40 の古瀬戸黄釉狛犬（<u>重文・工芸品</u>）、p41 の佐原の山車行事（<u>国指定・重要無形民俗文化財</u>）</p> <p>第2章 2-1 p1 の中段、2件（<u>2軒</u>）の酒蔵が・・・、p7 の日本観光資源保護団体→財団法人観光資源保護財団（日本ナショナルトラスト）：正式名称</p>	<p>計画書に記載する内容やその表現等については、計画を認定する国土交通省、農林水産省、文化庁の三省庁担当者との協議で決定しています。今後、御指摘の内容を精査した上で、三省庁との協議の中で、加筆、修正等について検討します。</p>	無
5	<p>加筆追記の提案</p> <p>第2章 2-1 の、p4③佐原の町並み、p5④町並みの保存、について記載が不十分。添付した小冊子に基づき修正してほしい。</p>	<p>計画書に記載する内容やその表現等については、計画を認定する国土交通省、農林水産省、文化庁の三省庁担当者との協議で決定しています。今後、御指摘の内容を精査した上で、三省庁との協議の中で、加筆、修正等について検討します。</p>	無
6	<p>加筆追記の提案</p> <p>第2章 2-2 の、p1 (1) はじめにで、資料2, 345点は<u>平成22年(2010)</u>に国宝の指定を・・・と年号を入れてはどうか。佐小の取組に続けて、「伊能忠敬翁顕彰会」が行っている墓前祭等の市民活動も記載してはどうか。</p> <p>p10 においても、「伊能忠敬翁顕彰会」は没後200年各種事業を行っている。（別添資料参照）</p>	<p>計画書に記載する内容やその表現等については、計画を認定する国土交通省、農林水産省、文化庁の三省庁担当者との協議で決定しています。今後、御指摘の内容を精査した上で、三省庁との協議の中で、加筆、修正等について検討します。</p>	無
7	<p>①日本遺産認定の「商家の町佐原」の歴史を物語る物件として、各町内に残る稲荷社とかつての初午、赤堂と四万八千回、石尊山と女人講、えびす講等、商人文化を再発見することが、地域の文化遺産を活かした将来への今やるべきことと思うが、これらについて、広範な住民参加による調査・保存と暮らしをみつめ商業の活性化につなげる取り組みを計画事業に加えてほしい</p>	<p>①計画に記載する事業は、円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであり、計画認定後にはその進捗状況や成果についての報告が求められます。このため本計画では、すでに継続的に実施されている事業や、新規事業であってもある程度準備が進められている事業、直接的に風致の対象に関するもので実施に無理がない事業を掲載することとしています。認定後の計画変更も可能となつ</p>	無

	<p>い。</p> <p>②文化財の価値を損なわずに古民家再生利用を進める上で重要なことのひとつに、佐原の歴史的風土に適合した修理修景を行うこと、耐震防火等災害に強い〇〇等をお願いしたい。</p> <p>③江戸期以降の近世史における商業都市佐原について、歴史文化史料館的な機能を有する「複合公共施設整備事業」を望みます。</p>	<p>ていますので、現時点では新たな事業を検討し追加することはありません。</p> <p>②香取市佐原伝統的建造物群保存地区で実施している保存修理や修景に係る具体的な御要望と思われるため、御意見については関係部局と共有したいと思います。</p> <p>③現在準備が進められている複合公共施設整備事業に関連する御要望と思われるため、御意見については関係部局と共有したいと思います。</p>	
8	<p>第3章の2において、関連計画を列記する箇所があるが、景観形成地区保存計画が欠けている。</p> <p>第4章の4(3)において、p10 下段落への追記と p11 修理修景基準の表に、景観形成地区の基準も掲げるべきではないか。</p>	<p>計画書に記載する内容やその表現等については、計画を認定する国土交通省、農林水産省、文化庁の三省庁担当者との協議で決定しています。今後、御要望の内容を関係部局に確認、精査した上で、三省庁との協議の中で、加筆、修正等について検討します。</p>	無
9	<p>第5章の1の(4)において、p2では条例上の制度である景観形成地区に関する積極的な市の主体性を書き込むことが望ましいと思われる。</p> <p>第6章の事業で、ア③歴史的風致形成建造物調査事業について、範囲を景観形成地区及び編入候補地(裏通り)も対象にすべきではないか。これらの地域から離れて単体で残る歴史的建造物も望ましい。</p>	<p>計画書に記載する内容やその表現等については、計画を認定する国土交通省、農林水産省、文化庁の三省庁担当者との協議で決定しています。今後、ご指摘の内容を関係部局に確認、精査した上で、三省庁との協議の中で、加筆、修正等について検討します。</p> <p>また、歴史的風致形成建造物調査事業の範囲に係る御要望と思われますので、御意見については関係部局と共有したいと思います。</p>	無

3. 問合わせ先

生涯学習課

TEL 0478-50-1224

／ FAX 0478-54-5550